

弟子屈町強靱化計画

令和3年3月
北海道弟子屈町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	弟子屈町強靱化の基本的考え方	
1	弟子屈町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	弟子屈町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	22
2	施策推進の指標となる目標値の設定	22
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	22
4	推進事業の設定	23
	【弟子屈町強靱化のための施策プログラム一覧】	24
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	38
2	計画の推進方法	38
	【別表】 弟子屈町強靱化のための推進事業一覧	39

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、弟子屈町においても、千島海溝における大規模な地震が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

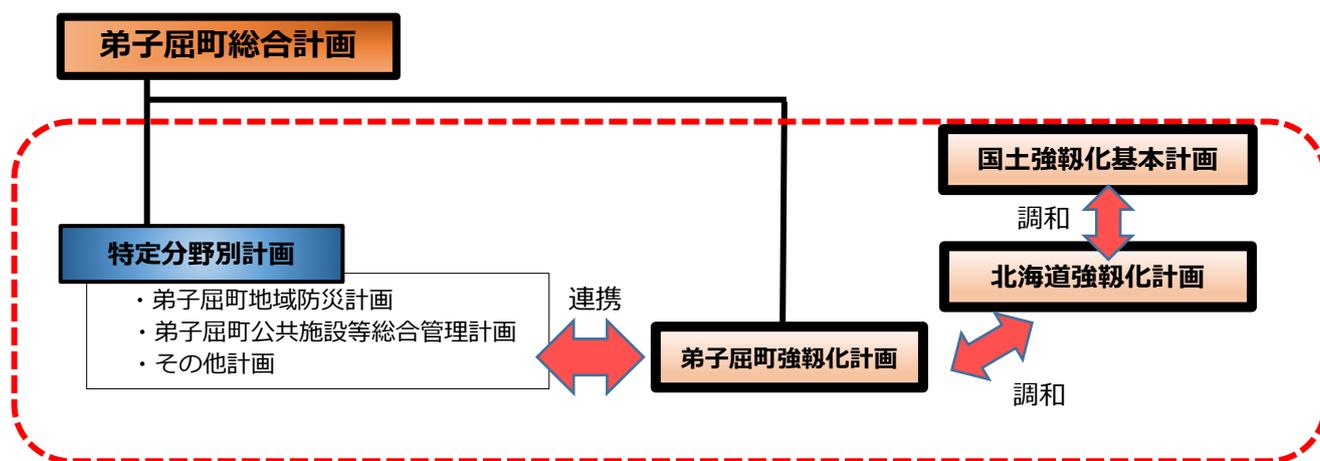
この間、弟子屈町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「弟子屈町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、弟子屈町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、弟子屈町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「弟子屈町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、弟子屈町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 弟子屈町強靱化の基本的考え方

1 弟子屈町強靱化の目標

弟子屈町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

弟子屈町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、弟子屈町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを弟子屈町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

弟子屈町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と弟子屈町の社会経済システムを守る
- (2) 弟子屈町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 弟子屈町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

弟子屈町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と弟子屈町の社会経済システムを守る」という観点から、弟子屈町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、弟子屈町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 弟子屈町における主な自然災害リスク

(1) 地震

○ 千島海溝における海溝型地震

・ 根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6500年間に十数回の巨大地震が発生したことが確認されている。この約500年間隔の地震についての地震動は明らかではないが、津波堆積調査の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖までの領域にまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられており、中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

○ 内陸型地震（標津活断層）

・ 羅臼から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。震源地が当町から比較的近い「震度5弱以上」の地震となる可能性が高い。

○ 弟子屈町の過去の被害状況

横ずれ断層型の地震が頻発に発生している。主なもので1938年（昭和13年）M6.0、1959年（昭和34年）M6.2とM6.1及び1967（昭和42年）年M6.5の地震が発生している。以下、1938年（昭和13年）と1959年（昭和34年）の地震について概要を記述する。

・ 屈斜路地震

1938年（昭和13年）の地震では地震にともなう土地の隆起・沈降によって高90cmほどの津波が発生し、屈斜路湖の和琴半島先端部で東から西へ湖水が流れる現象が見られた。また、地震による水質の変化のため、湖内の魚は死滅したと言われていたが、現在は魚も徐々に回復している。

・弟子屈地震

1959年（昭和34年）の地震は、別名ペケレ地震とも言われているが、仁多付近を震源地とした前震の後に、奥春別付近を震源とする本震が発生していて、前震と本震の震源地が異なる非常に珍しい地震である。1月の厳冬期だったこともあり、被害の実態が雪解けになって判明したが、家屋及び農業施設の被害が多発している。

（2）アトサヌプリ火山の噴火想定

○ アトサヌプリの過去の噴火実績等により、次のとおり2つのケースを想定する。

- ・アトサヌプリ周辺で発生する小規模噴火（水蒸気噴火）
- ・アトサヌプリ及びマクワンチサップ周辺で発生する中～大規模噴火（マグマ噴火）

○ 過去の噴火の実績

- ・アトサヌプリ火山では、約1万年前以降多数の溶岩ドームが形成されている。約5500年前にはカルデラ南東部（リシリ）で火砕流を伴う噴火が発生した。その後、約1500年前までの間にマクワンチサップ・旧アトサヌプリで溶岩ドームが形成された。約1500年前には旧アトサヌプリで水蒸気噴火が発生した。約1500～1000年前には新アトサヌプリの溶岩ドームが形成された。

最新の噴火は数百年前に「熊落し」の爆裂火口を形成する水蒸気噴火である。

（3）豪雨／暴風雨

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも台風及び低気圧前線による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 2016 年（平成 28 年）8 月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7 号・9 号・10 号・11 号）に伴う大雨等によって、釧路川上流の増水と釧路川下流部で急激に水位が上昇したため町で初めての避難準備情報を発令
- 2018 年（平成 30 年）3 月に季節外れの暖気と 123 mm の大雨による融雪のため町内朝日地区に避難勧告を発令し、延べ 70 名が避難した。同地区冠水のため開発局及び消防による排水活動を行った（床上床下浸水被害：67 戸）。

（4）豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 当町は暴風雪により、国道等の通行止めによる孤立や停電が度々発生しており、それが長期化する恐れがある。

2-2 道外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9クラス、30年以内に70～80%程度
- 被害想定 …… 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

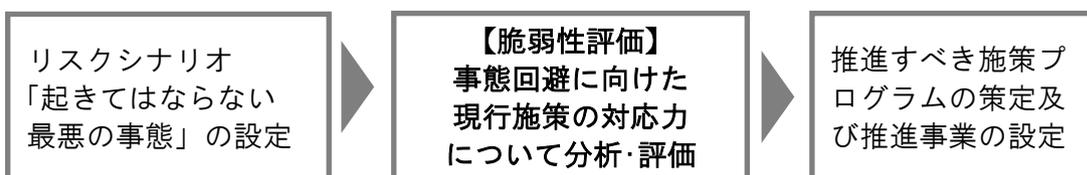
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本計画に掲げる弟子屈町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、弟子屈町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた弟子屈町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など弟子屈町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、弟子屈町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による被害の拡大
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は約67% (H28) と、国・道と比較し、やや低い水準であることから、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などの多数利用民間建物は耐震化率70%にとどまりつつあることから、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づき必要な耐震化を進める必要がある。
- 主に児童生徒が使う小中学校(100% (H30))を除き、不特定多数が集まる医療施設、社会福祉施設などの耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策やブロック塀等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。
- 観光施設などについて、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。

(建築物の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、各施設管理者が個別施設ごとの長寿命化計画等を策定し、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 市内の公営住宅の約半数は築後30年以上が経過しており、膨大な老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 管理不全状態の空き家等については、弟子屈町空き家等対策計画に基づく発生の抑制や利活用の促進などに取り組む必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 指定緊急避難場所及び指定避難場所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、事前に避難所に必要な設備の整備や住民が主体となった運営体制の構築を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、指定は進められているものの、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国や道等と連携を図り整備を推進する必要がある。

（防火対策・火災予防）

○ 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ・住宅の耐震化率 | 67% (H28) |
| ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 | 70% (H28) |
| ・公立小中学校の耐震化率 | 100% (H30) |
| ・公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率 | 100% (R1) |

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- アトサヌプリ山の噴火に備え、関係機関と連携しながら、警戒避難体制の強化を図る必要がある。
- 土砂災害警戒区域の指定状況は、47箇所となっている。作成済みの「土砂災害はハザードマップ」による警戒区域の修正及び周知徹底や警戒体制の整備を推進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 土砂災害警戒区域等の指定が遅れていることから、北海道と連携しながら指定を進めるとともに、ハザードマップの作成などによる警戒区域の周知など、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- | | |
|----------------|-----------|
| ・土砂災害警戒区域の指定状況 | 47箇所 (R1) |
|----------------|-----------|

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの見直し）

- 国や道による洪水浸水想定区域図の見直しなどに応じ、適宜、洪水ハザードマップの見直しを行うとともに、ハザードマップの普及や水害対応タイムラインの作成、防砂訓練など円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要がある。
- 内水ハザードマップの作成など内水による浸水被害の軽減を図る必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 平成30年3月の豪雨により、町内数箇所水害が発生しており、浸水被軽減のため、下水雨水渠の整備の検討など、近年の局地的集中豪雨の頻発化を勘案した整備が必要である。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。

【指標(現状値)】

- | | |
|---------------|-------------|
| ・洪水ハザードマップの作成 | 策定済み (H30年) |
| ・雨水管の整備率 | 1.94% (R1) |

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 冬期間は、除雪パトロール等の実施により、危険箇所や除雪状況の把握など、適切な道路管理体制に努めている。また、通行規制や復旧見込みの情報など、各道路管理者（国、道、町）が連携し、地域住民のほか、海外からの観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、財政事情や除雪を請け負う事業者の体制、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えている。

【指標(現状値)】

- ・ 道路防災総点検における要対策箇所の対策率 80% (R1)

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を想定し、暖房器具等の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

- ・ ポータブル暖房器具等の備蓄状況 100台 (R1)
- ・ 毛布 1,258枚 (R1)
- ・ ガス発電機 4台 (R1)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 災害時の被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、火山や河川の監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する各種システムの効果的な活用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難場方などの災害情報について、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信連絡訓練等により北海道防災情報システムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害関連情報を確実に収集し、国や道などの行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を進める必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえ、各種災害に係る避難勧告等の発令基準等の見直しを進める必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、避難行動要支援者名簿や国民保護法に基づく安否情報システムの活用など、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備や避難所等への公衆無線LANの整備を進めるほか、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の効果的な運用を図る。
- 予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を構築する必要がある。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など外国人観光客等の受入体制の整備が必要である。
- 災害時も含め外国人観光客の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者名簿の活用を含めた避難体制の整備が必要である。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季も含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(防災教育の推進)

- 自主防災組織への加入率は約1割であり、低い水準であることから、地域防災力の向上に向け、自主防災組織の組織率向上等に取り組む必要がある。
- 防災教育の推進については、住民、企業、関係機関等と連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、学校教育においては、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施や「1日防災学校」などを通じ、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標(現状値)】

・町内会における自主防災人口加入率

10% (R1)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 「弟子屈町防災計画」に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、弟子屈町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定の締結機関との連携を強化するとともに、これらの協定の効率的な活用を確保する必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担等の事前確認や種類や数量のリスト化など、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を進めるとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

(非常用物資の備蓄促進)

- 「弟子屈町防災計画」に防災備蓄について計画しており、計画に基づき非常用物資の備蓄体制を強化する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 自治会や自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 要配慮者向け物資を含めた非常用物資の備蓄体制を強化する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・ 防災関係の協定件数 (民間企業・団体、行政機関) 62件 (R1)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 町が実施する防災訓練等を通じ、防災関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(本道の自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊は、大規模自然災害における救助・救援活動の中心として大きな役割が期待されていることから、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材等の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・ 防災訓練の参加者数 75人 (R1)

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療支援体制の強化）

- 災害発生時でも、迅速かつ的確な保健医療活動が実施できるよう、北海道や関係団体などとの更なる連携強化を図る必要がある。

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。
- 災害時要配慮者に対する福祉支援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 弟子屈町地域防災計画や業務継続計画の見直し、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 消防団については、団員数が年々減少しているため、地域の防災力・水防力の維持・強化に向け、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応などの業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害時における業務の継続体制を確保するため、業務全体を対象にした業務継続計画を整備する必要がある。
- 業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備などの応援体制を検討しておく必要がある。

【指標 (現状値)】

- | | |
|-------------|------------|
| ・ 町内の消防団員数 | 103 人 (R1) |
| ・ 業務継続計画の策定 | 未策定 (R1) |

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、弟子屈町としても、国や北海道などと連携しながら、エネルギーの地産地消など地域の特性を活かした取組を推進する必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化を推進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、弟子屈町内石油販売業者等との間で協定を締結し、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標 (現状値)】

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・ 自然再生エネルギーの発電容量 (年間) | 2,579kW (R1) |
|-----------------------|--------------|

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 農業が安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設の整備を着実に推進する必要がある。

（農業の体質強化）

- 農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的な農業経営に資する取組を推進する必要がある。

（地場産品の販路拡大）

- 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大などにより一定の生産量を確保していく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 農業販売額 8,302 百万円 (R1)
- ・ 農業担い手従事者 334 人 (H30)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 水道は、町民生活や産業活動を支える重要なライフラインであり、災害時においても給水機能を確保する高い信頼性を求められている。災害の給水拠点として緊急給水設備整備を行ったが、水道管の老朽化が進んでいる状態であり、計画的に老朽化対策や耐震化を進める必要がある。

（下水道施設等の防災対策等）

- 下水道が被災した場合、公共用水域の汚染や内水による被害など、市民生活への多大な影響が懸念されることから、計画的な下水施設の整備や、策定済みの業務継続計画に基づく体制強化が必要である。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震化適合率 15.6% (R1)
- ・ 水道施設の耐震化率 5.6% (R1)
- ・ 下水道事業業務継続計画の策定 策定済 (H28)
- ・ 下水道認可区域外の合併浄化槽設置率 0.4% (R2)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路を基軸とした道路ネットワークの整備）

○ 災害時に、被災地からの避難や被災地へ物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、災害拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域高規格道路の早期建設要望や、そこから市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する道路ネットワーク化を進める必要がある。

○ 「国道 241・243・391 号」などがあり、地域のライフラインとして、産業、物流、交通を支える重要な感染道路であるが、視程障害を招く猛吹雪、豪雨による土砂災害等に伴う交通障害が地域に多大な影響を与えている。

（道路施設の防災対策等）

○ 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策を着実に進めるとともに、「弟子屈町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

○ 農産物の流通向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道同様の機能を担っていることから、機能保全等の対策を推進する必要がある。

（鉄道施設の耐震化）

○ 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎など鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 地域高規格道路「道東縦貫道路」の整備状況	未着手（要望済み）
・ 橋梁の予防保全率	25%（R1）
・ 道路防災総点検における要対策箇所の対策率	80%（R1）

（5） 経済活動の機能維持

5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による被害の拡大

【評価結果】

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

○ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、リスク分散に適した本町の優位性を活かしながら、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

（企業における事業継続体制の強化）

○ 災害時における経済活動の継続を確保するため、町内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する必要がある。

（被災企業等への金融支援）

○ 災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、被災企業に対する金融支援等のセーフティネット策を確保する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 商工事業者の事業継続力強化計画策定数	2 件（R1）
----------------------	---------

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

○ 本町の総面積のうち70%を森林が占めており森林の荒廃は当町の強靱化に多大な影響を及ぼすことから大雨や地震等の災害時における土・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止する森林の多面的機能の持続的な発揮に資する計画的な整備が必要である。

○ 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保安全管理)

○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の適正な保安全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 林業担い手従事者数	22人 (R1)
・ 農業担い手従事者数	334人 (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理体制の整備)

○ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定や他の自治体との相互協力支援体制の構築など、廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。

(地籍調査の実施)

○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の推進を図る必要がある。

(仮設住宅等の迅速な確保)

○ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務を円滑に実施するための体制強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・ 弟子屈町災害廃棄物処理計画	策定 (R1)
-----------------	---------

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

○ 弟子屈町と弟子屈町建設業協会との「弟子屈町所管施設等における災害時の協力に関する協定」、弟子屈町災害対策建設事業協議会との「弟子屈町災害対策の推進に資する建設事業分野等での協力体制に関する協定」を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっては、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われる必要がある。

（建設業の担い手確保）

○ 建設業就業者及び技能労働者の確保について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくため、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある

（技術職員による応援体制）

○ 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」をはじめとした自治体間相互の応援協定を締結しており、北海道及び近隣市町村との職員派遣による相互応援体制は確立されている。

【指標（現状値）】

第4章 弟子屈町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、弟子屈町における強靱化施策の取組方針を示す「弟子屈町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

第5次弟子屈町総合計画で掲げる「誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます」という基本目標の実現を図るとともに、弟子屈町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、まちづくりの柱である「安全・安心の確保」の方向に沿った取組と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、34の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち弟子屈町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【弟子屈町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）重点

- 「弟子屈町耐震改修促進計画」に定める耐震化目標の達成に向け、国、道が実施する関連施策の周知など、関係機関が連携した対策を実施する。〔国、道、町、民間〕
- 耐震化済施設の維持や、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設などの耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕

（建築物等の老朽化対策）重点

- 公共建築物等の老朽化対策について、「弟子屈町公共施設等総合管理計画」に沿った計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕
- 「弟子屈町空き家等対策計画」に基づき、所有者に対し適正な管理を促すなど、管理不全な状態の空き家増加抑制等に取り組む。〔国、道、町、民間〕

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）重点

- 災害対策基本法に基づいて指定した指定緊急避難場所や指定避難所について、その適切性を確保するため、想定される災害や規模、態様などに応じた見直しを行う。〔道、町〕
- 災害時の避難所の円滑な運営に向けて、地域と連携を図りながら、住民が主体となった運営体制の構築を図る。〔道、町、民間〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。〔国、道、町〕

(緊急輸送道路等の整備) 重点

- 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、国・道との連携により、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

(防火対策・火災予防)

- 住宅用火災警報器などの普及や火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。[道、町、民間]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
住宅の耐震化率	%	67 (H28 数値)	75	↗
多数の者が利用する建築物の耐震化率	%	70 (H28 数値)	75	↗
公立小中学校の耐震化率	%	100 (H30 数値)	100	→
公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率	%	100 (R1 数値)	100	→

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等) 重点

- 弟子屈町地域防災計画に基づき、関係機関との連携を図りながら警戒避難体制の整備を進める。[国、道、町]
- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道と連携しながら土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップの作成や情報発信の強化を図る。[国、道、町]

(砂防設備等の整備、老朽化対策) 重点

- 土砂災害や山地災害のおそれがある箇所について、砂防設備や治山施設の一層の整備促進と適切な維持管理などが行われるよう、国や道に要望を行う。[国、道]
- 山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。[国、道]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
土砂災害警戒区域の指定	箇所	47 (R1 数値)	50	↗

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・ハザードマップの見直し) **重点**

- 国や北海道による洪水浸水想定区域図の見直しなどに併せ、適宜、ハザードマップの見直しを行うほか、洪水ハザードマップの更なる周知や水害対応タイムラインの作成、防災訓練などに取り組む。[町]
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施に取り組む。[道、町]

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削、築堤などの治水対策については、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
洪水ハザードマップの作成		策定済み	適宜見直し	
雨水管の整備率	%	1.94	5	↗

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]

(除雪体制の確保) **重点**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
道路防災総点検における要対策箇所の対策率	%	80	100	↗

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 町が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。[道、町、民間]
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。[道、町]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
ポータブル暖房器具等の備蓄状況	台	100	200	↗
毛布	枚	1,258	1,500	↗
発電機	台	4	10	↗

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。[国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新や衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。[道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の発令基準等の見直しを進める。[道、町]
- 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備を進めるとともに、避難所等への公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート(災害情報共有システム)の効果的な運用、災害情報伝達手段の多重化を推進する。[国、道、町、民間]

- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[国、道、町]

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策) 重点

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時には相談窓口の設置やSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時には観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備を推進する。[国、道、町]

(冬季も含めた帰宅困難者対策の推進) 重点

- 積雪・低温などの北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、災害時における帰宅困難者対策として、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。[国、道、町、民間]

(防災教育の推進) 重点

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関等と連携しながら防災意識向上に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
町内会における自主防犯人口加入率	%	10	30	↗

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資の供給の長期停止

(支援物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。

[道、市町村、民間]

- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担等の事前確認や種類や数量のリスト化など、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備を促進する。[道、市町村、民間]
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を進めるとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制を構築する。[道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 国・道による支援制度を活用し、「弟子屈町防災計画」に基づき、非常用物資の備蓄体制を強化する。[道、町]
- 民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料等の備蓄や非常用電源の確保が行われるよう、備蓄に関する啓発活動を推進する。

[道、町、民間]

- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。[町]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
防災関係の協定件数 (民間企業・団体、行政機関)	件	62	70	↗

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(行動訓練など関係行政機関の連携体制整備) **重点**

- 町が実施する防災訓練等を通じ、防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。〔国、道、町、民間〕

(本道の自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害時に、救助・救援活動の中心として大きな役割を期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、国等に対し、要望活動を積極的に要望する。〔国、道、町〕

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材、消防車両等の更新・配備を計画的に行う。〔国、道、町〕

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
防災訓練の参加者数	人	75	150	↗

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療体制支援の強化) **重点**

- 災害発生時でも、迅速かつ的確な保健医療救護活動が実施できるよう、道や関係団体などとの更なる連携強化を図る。〔国、道、町、民間〕

(防疫対策) **重点**

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。〔国、道、町〕

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。〔町、民間〕

(災害時における福祉的支援)

- 自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設等への人的・物的支援について、道や福祉関係団体等と連携し、円滑に実施できる体制の充実に努める。〔町、民間〕

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 「弟子屈町地域防災計画」に規定されている災害対策本部に係る運用事項について、定期的な実施体制を検証し、情勢の変化に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を行う。また、災害対策本部の機能強化に向け、必要な資機材の整備、非常用備蓄を計画的に推進する。[町]
- 地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に向け、災害時の町庁舎機能や対応力を強化する取り組みを検討する。[国、道、町]

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 情報管理部門も含めた業務継続計画の策定等の体制整備を推進し、災害時における行政サービスの継続体制及び災害復旧業務・復興業務の体制を確保する。災害時における業務の継続体制を確保するため、業務全体を対象にした業務継続計画を整備する。[町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、ICT-BCPの策定など情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道、町]

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。[道・市町村]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
町内の消防団員数	人	103	144	↗
業務継続計画の策定		未策定		↗

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、国や道などと連携しながら、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

(電力基盤等の整備) **重点**

- 電力の安定供給を確保するため、公共施設等の電力設備の耐災害性の向上、電源の多様化、分散化を推進する。[国、道、町、民間]

(避難所へ石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、町内石油販売業者等との間で協定を締結し、災害時に有効に機能するよう平時からの情報共有や連携強化を図る。[国、道、町、民間]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
自然再生エネルギーの発電容量	kW	2,579	3,000	↗

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 農業が安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を推進する。[国、道、町]

(農業の体質強化) **重点**

- 農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的な農業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

(地場製品の販路拡大) **重点**

- 災害時においても食料を安定的に供給するため、食の高付加価値化など、生産・加工流通が一体となった販売開拓や拡大に向けた取り組みを推進する。[国、道、町、民間]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
農業販売額	百万円	8,302	8,400	↗
農業担い手従事者数	人	334 (H30)	350	↗

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化、老朽化対策) **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池などの水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。[国、道、町]

(下水道施設等の防災対策等) **重点**

- 策定済みの業務継続計画に基づく体制整備を推進するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化等の整備を計画的に行う。[国、道、町]
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国、道、町]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
上水道の基幹管路の耐震適合率	%	15.6	20	↗
水道施設の耐震化	%	5.6	10	↗
下水道事業業務継続計画の策定		策定済 (H28)		
下水道認可区域外の合併浄化槽設置率	%	0.4	10	↗

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を基軸とした道内交通ネットワークの整備) **重点**

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路の整備を国に要望するとともに、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]
- 町のライフラインであり、産業、物流、交通を支える重要な幹線道路である「国道 241・243・391 号」については、強靱化に向け整備されるよう国に要望していく。

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、要対策箇所の工事を計画的に実施する。
[国、道、町]
- 橋梁の老朽化対策について「弟子屈町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の長寿命化を行うとともに、その他の各施設についても計画的な更新や適切な維持管理を実施する。[国、道、町]

(鉄道の機能維持・強化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。[国、道、市町村、民間]
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。[国、道、市町村、民間]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
地域高規格道路「道東縦貫道路」の整備状況		要望済		
橋梁の予防保全率	%	25	50	↗
道路防災総点検における要対策箇所の対策率	%	80	100	↗

5. 経済活動の機能維持

5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による被害の拡大

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]

(企業の事業継続体制の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係団体等と連携しながら、町内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。[国、道、民間]

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。[国、道、町]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
商工事業者の事業継続力強化計画策定数	件	2	5	↗

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。また、担い手の確保に向けた取り組みを推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。また、担い手の確保に向けた取り組みを推進する。[国、道、町]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
林業の担い手従事者数	人	22 人	30	↗
農業担い手従事者数 《再掲》	人	334 (H30)	350	↗

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「弟子屈町災害廃棄物処理計画」に基づき、他の自治会との相互協力支援体制の構築に努める。[国、道、町]

(地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。[国、道、町]

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務を円滑に実施するための体制強化を図る。[国、道、町]

指標項目	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	方向性
弟子屈町災害廃棄物処理計画		策定済		

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、災害時における建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]

(建設業の担い手の確保)

- 平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。[国、道、町、民間]

(技術職員に応援体制)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国、道との行政職員の応援・受援体制を強化する。[国、道、市町村]

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和3年から令和7年まで）とする。

また、本計画は、弟子屈町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、弟子屈町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 弟子屈町強靱化のための推進事業一覧

所属課	推進事業名	事業概要	シナリオ リスク
総務課	防災事業	当町における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する。	1-1・2・3・4・5・6、2-1・2・3、3-1、4-1・4
	防災用機材及び備蓄品整備事業	災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための応急措置及び応急復旧実施するための資機材の充実及び災害時における被災者並びに災害対応等に従事しているものに対し食品等を備蓄整備を行う。	1-1
	特定空き家等除却促進事業	適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた取組みを推進する。	1-1
	庁舎等管理事業	災害時等においても行政機能を停止させない適正な役場庁舎の管理	1-1、3-1
まちづくり 政策課	空き家バンク事業	適正な空き家の管理を促し、地域の空き家町 HP で紹介し、利活用促進事業	1-1、7-1
	要望活動事業	道東縦貫道などの高規格道路をはじめとする各種事業の要望活動事業	4-4
	広報・広聴活動事業	災害に備えるため、または災害時の情報を町 HP、広報紙、町 SNS などを活用し、町民などへの周知事業	1-6
	地域情報化事業	高速通信網の整備・管理事業	1-6
	釧網本線存続対策事業	釧網本線の存続・強化に関する事業	4-4
観光商工課	訪日外国人活動支援事業	訪日外国人への誘客対策及び受入れなどの環境整備	1-6
	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業	地域資源である地熱・温泉を活用した、エネルギーの地産地消を通じ、再生可能エネルギーの導入増加と災害時における地域へのエネルギー供給を図る。	3-1
	特産品販売促進事業	特産品の検討開発を通じて、事業者の経営体制強化を図る。	4-2
	地熱開発促進事業	地熱エネルギーを活用した再生可能エネルギーの導入を図る。	3-1
	企業誘致事業	地震災害に強い当町への企業誘致を通じ、企業のリスク分散を図るとともに、業態転換や事業強化に係る投資を支援し、災害に強い企業体制の構築を図る。	5-1
観光商工課	弟子屈町中小企業振興融資事業	事業運営に係る金融の円滑化を図り、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。	5-1

	事業継続力強化支援事業	災害時における経済活動の継続を確保するため、関係団体等と連携しながら、町内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。	5-1
水道課	下水道管理運営事業	下水道施設の適正な維持管理と下水道事業の経営安定を図り、災害時においても安定した下水道事業の実施に努める。	1-3、4-3
	水道事業	水道施設の適正な維持管理や更新、耐震化等を行い、災害時においても安定した水道水の供給を図る。	4-3
	浄化センター管理運営事業	弟子屈浄化センターの適正な維持管理と効率的な汚水処理を行い災害時においても安定した下水道事業の実施に努める。	4-3
	浄化槽設置費補助事業	合併浄化槽設置工事に係る費用の一部を補助することにより、浄化槽整備の向上を図る。	4-3
	公共下水道事業	公共下水道を整備し生活環境の改善と公衆衛生の向上はもとより、事前防災・減災に努める。	4-3
	農業用水道管理事業	水道施設の適正な維持管理や更新、耐震化等を行い、災害時においても安定した水道水の供給を図る。	4-3
	給湯管理事業	泉源等温泉施設の適正な維持管理や更新により安定した温泉の供給を図る。	4-3
建設課	公園長寿命化事業	老朽化した公園施設の改修等により健全化を図る	1-1
	公営住宅建替事業	公営住宅の建替えにより居住の安全性を強化する	1-1
	橋梁長寿命化事業	老朽化した道路橋の適切な修繕を行い、長期にわたり安全性を確保する	1-1・4、4-4
	道路橋梁施設維持管理事業	道路施設等の適切な維持管理を行い、災害等による被害を縮減する。	1-4
	道路整備事業	道路改築や防雪柵の整備により一般交通の安全性を確保する。	1-1・4、4-4
	道路等長寿命化事業	老朽化した道路施設の改修等を行い長期にわたり安全性を確保する	1-1・4、4-4
	河川管理事業	河川の管理を適切に行い、地域の安全性を確保する。	1-3
	都市計画管理事業	災害時における迅速な復旧を図るため土地情報を適切に把握する	7-1
耐震改修促進事業	民間へ耐震診断等の補助を行い、耐震化率の向上を図る	1-1	
環境生活課	自治振興一般事業	災害時でも地域が主体となり活動できる体制づくりの推進	1-6、2-1・2
	再生可能エネルギーの推進事業	温泉熱等を活用した再生可能エネルギーの導入の推進	4-1
	一般廃棄物処理事業	災害時でも適正な廃棄物処理に向けた体制づくり	7-1
	リサイクル推進事業	避難所等における災害時でも適正なりサイクルの推進	7-1
福祉課	要援護者台帳事業	災害時に自力で避難等が出来ない高齢者等をあらかじめ登録し活用する。	1-6、2-3

福祉課	緊急通報システム運用事業	一人暮らしの高齢者や病弱者が緊急時に円滑に通報を行えるよう整備する。	2-3
健康こども課	広域救急医療事業	町民を速やかに町外の医療機関へ搬送し、町内で処置出来ない救急医療を安定的に受けられるようにする。	2-2・3、3-1
農林課	農業施設災害復旧事業	被災した農業施設の復旧を行う	1-2、4-2
	町有林整備事業	経営計画に基づき、町有林の持続的な施業管理を行う。	1-2、4-4、6-1
	林道整備事業	路網の整備や維持管理を行う。	1-2、6-1
	特産品加工センター管理事業	特産品加工センターの適切な管理を行う	4-2
	畑作生産基盤強化事業	畑作物の生産振興により、品質の向上や収量の増加を推進する	4-2、6-1
	畑作構造転換事業	畑作物の生産力向上や省力化を推進する	4-2
	畜産酪農振興事業	畜産・酪農の生産性向上を推進する	4-2
	草地畜産基盤整備事業	道営事業等による草地改良等を実施し、粗飼料の生産性向上を図る	4-2、6-1
	国営総合農地防災事業	国営事業によるインフラ整備を実施し、粗飼料や畑作物の生産性向上を図る	4-2、6-1
	農業経営基盤強化事業	認定農業者の経営改善を支援する	4-2
	中山間地域等直接支払交付金事業	交付金を活用し、農業不利地域での農業・集落の維持を図る	4-2、7-1
	多面的機能支払交付金事業	交付金を活用し、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る	4-2、7-1
	森林計画事業	林業行政を推進する。	6-1
	未来につなぐ森づくり推進事業	伐採跡地の解消や森林機能の維持を図る。	6-1
	森林整備担い手対策推進事業	林業従事者の雇用促進を図る。	6-1
	有害鳥獣被害防止活動事業	管理計画などに基づき、個体数管理を行う。	6-1
	農業後継者対策事業	農業の後継者不足を解決するための対策を講じる	4-2、6-1
	弟子屈町畑作パートバンク利用推進	畑作農家の労働力軽減のためのパートバンク制度を支援する	4-2、6-1
	新規就農者支援対策事業	新規就農者の不安定な営農初期を支援する	4-2、6-1
	エゾシカ対策事業	エゾシカの捕獲により、農作物への被害防止・軽減を図る	4-2、6-1
教育委員会 管理課	学校施設等長寿命化事業	弟子屈町学校施設等長寿命化計画に基づき、学校施設の長寿命化により適正な管理を行う。	1-1
	教職員住宅管理事業	教職員住宅に適切な保全維持を行う	1-1
弟子屈消防	消防車両整備事業	消防車両の適正な保全と更新を行う	2-2